

◎新潟県告示第1624号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり処分した。

平成26年12月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日
平成26年11月18日
- 2 処分をした建築士事務所の名称及び所在地
株式会社匠・小山住建
上越市鴨島2-2-42
- 3 開設者の氏名又は名称及び代表者の氏名
株式会社匠・小山住建 代表取締役 小山靖弘
- 4 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
二級建築士事務所
- 5 登録番号
(イ) 第9555号
- 6 処分の内容
戒告
- 7 処分の原因となった事実
株式会社匠・小山住建の管理建築士である小田原辰己が、平成26年11月18日付けで新潟県知事から建築士法第10条第1項の規定により、懲戒処分を受けた。

- 1 処分をした年月日
平成26年11月18日
- 2 処分をした建築士事務所の名称及び所在地
アオキ建築設計事務所
見附市南本町3-9-24
- 3 開設者の氏名又は名称及び代表者の氏名
青木 勲
- 4 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
二級建築士事務所
- 5 登録番号
(ロ) 第9245号
- 6 処分の内容
戒告
- 7 処分の原因となった事実
アオキ建築設計事務所の管理建築士である青木勲が、平成26年11月18日付けで新潟県知事から建築士法第10条第1項の規定により、懲戒処分を受けた。